附　則

（施行期日）

1　この政令は、改正法の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。ただし、第一条中犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第八条第一項第一号タ及び第九条第四項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　改正法附則第二条第一項又は第二項の規定が適用される場合における新令の規定の適用については、新令第一条中「第四条第六項」とあるのは、「第四条第六項（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）附則第二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（地方自治法施行令の一部改正）

3　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の項中「第二十条第五項」を「第二十二条第五項」に、「第二十一条第四項」を「第二十三条第四項」に、「第二十五条第三項」を「第二十九条第三項」に、「第二十六条第三項」を「第三十条第三項」に改める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　小川　敏夫
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

府　令

○内閣府令第十号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日　内閣総理大臣　野田　佳彦

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令

（貸金業法施行規則の一部改正）

第一条　貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第三十条の十三第一項第七号中「第三条第一項第二号」を「第五条第一項第二号」に、「第四条第一号ハ」を「第六条第一号ハ」に、「第四条第一項に規定する本人確認」を「第四条第一項第一号に規定する本人特定事項の確認」に改める。

（証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第二条　証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条第一号ホ中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第二条中「第二十九条」を「第三十条」に改める。

（金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第三条　金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一項ただし書中「第二十条第六項及び第七項」を「第二十一条第六項及び第七項」に改め、同項第二十一号中「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に、「第二条第二項第四十二号」を「第二条第二項第四十五号」に改める。

第二項中「第四十九条の三第三項」の下に「（同法第四十九条の三の二第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「第十四条第二項（同法第四十九条の三の二第三項において準用する場合を含む。）」を「第十五条第二項」に、「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に、「第二条第二項第四十二号」を「第二条第二項第四十五号」に改める。

（金融庁組織規則の一部改正）

第四条　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号及び第十四条第一号中「第二十条第六項及び第七項」を「第二十一条第六項及び第七項」に改める。

附　則

この府令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

○内閣府令第十一号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、株式会社国際協力銀行法の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日　内閣総理大臣　野田　佳彦

株式会社国際協力銀行法の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第百二十二条第二号中「又は株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（平成二十年財務省令第六十号）」を「、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（平成二十年財務省令第六十号）又は株式会社国際協力銀行の会計に関する省令（平成二十四年財務省令第十五号）」に改める。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第二条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項第六号中「株式会社日本政策金融公庫」を「株式会社国際協力銀行」に改め、「（金融庁長官が定める資金の貸付けに係る債務の保証に限る。）」を削る。

（金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第三条　金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を改正する。

第一項に次の一号を加える。

三十五　株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十九条第二項

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第四条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第十三号中「株式会社日本政策金融公庫（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十三条第三項に規定する専任の部門に限る。）」を「株式会社国際協力銀行」に改める。

（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令）

第五条　中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　株式会社国際協力銀行

附　則

この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。